

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(県産品ブランド構築支援) 実施要領

令和4年3月31日 決裁
令和6年4月1日 一部改正

(通則)

第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、県産品ブランド構築支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(実施期間)

第3条 実施期間は、募集要領等で定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表2 四県産品ブランド構築支援の項の補助対象経費の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。

(1) 商談等に係る渡航費及びバイヤー等招聘費

- ア 航空運賃
- イ 燃油サーチャージ
- ウ 航空保険特別料金
- エ 空港税
- オ 宿泊料
- カ 航空券または宿泊に係る手配手数料
- キ 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び手荷物受託手数料、保険料金(LCCを活用した場合)

(2) 出展費、広告宣伝費等、人件費等

- ア 出展費
 - (ア) 場所代
 - (イ) 会場設営費
 - (ウ) 装飾費(汎用性がなく、当該イベント以外での使用が想定されないもの)
 - (エ) 什器等のリース料
 - (オ) 運搬費(ただし、出展や施工に係る海外現地での運搬に限る)

イ 広告宣伝費

- (ア) ポスター・パンフ、チラシ、リーフレット制作費

- (イ) テレビ、ラジオ等放送メディアやバナー広告、新聞等紙媒体掲載料
- (ウ) 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費
- (エ) 映像コンテンツや検索エンジン最適化等に係る経費
ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く

ウ 人件費

- (ア) 商談会、見本市への出展に係る通訳
- (イ) アに加えて、フェア等の出展に係る販売促進員
- (ウ) 店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ等を作成するためメディア等の招聘を行う場合
 - ① 航空運賃および宿泊料は第4条第1項第1号で定める経費とする
 - ② 取材と直接関係しない食事代等は対象外

(3) 商品開発・改良費等

ア 自社既存商品の商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうち、デザイン及び版代、型枠代。

イ 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用。

ウ 試作品開発費

エ 分析試験費

オ 技術指導受入費

カ 市場・消費者調査費

キ 商品改良・試作品製造等に付随する費用

(4) その他、知事が必要と認める経費

第4条第1項各号に係る経費の詳細は、募集要領等で定めるものとする。

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

3 国際観光旅客税については、補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条第1項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 履歴事項全部証明書（写し可）

イ 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

ウ 国税納税証明書（法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの）

エ 誓約書・確認書（別紙1-1）

オ 年間計画書（別紙1-2）

- カ 決算書3期分（貸借対照表、損益計算書）
- キ 直近3年間の輸出実績
- ク 実施計画書（様式任意）
- ケ 会社概要（別紙2）
- コ 企画書（別紙3）
- サ 収支計算書（別紙4）
- シ 収支計算書内訳（別紙4-1）
- ス 上記に係る見積書等

（実績報告）

第7条 交付要綱第12条第1項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙4-2）
- (3) 第1号及び第2号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙5-1）
- (6) 第4号及び第5号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

（経費の計算）

第8条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

（為替レート）

第9条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

（雑則）

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。